

令和5年(2023年)10月4日
 学校教育課 生徒支援室
 担当者 岸川、馬郡
 内線 3426、3418 直通 0952-25-7222
 E-mail: gakkoukyouiku@pref.saga.lg.jp
 法務私学課 私立中高・専修学校支援室
 担当者 山口、小野、森
 内線 1930、1925、1932
 直通 0952-25-7464
 E-mail: houmu-shigaku@pref.saga.lg.jp

令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について、佐賀県(国公立小・中・高・特別支援学校)の状況をお知らせします。

教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するため、文部科学省が実施した標記調査の結果における本県の状況について、お知らせします。

記

※ 義務教育学校については、前期課程を小学校、後期課程を中学校として計上しています。

1 暴力行為

(1) 発生件数(県内国公立の小・中・高等学校) (単位:件)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
小学校	39	68	172	110	140
中学校	131	196	223	251	324
高等学校	38	37	26	29	21
計	208 (2.2)	301 (3.2)	421 (4.5)	390 (4.2)	485 (5.3)
全国国公立	(5.5)	(6.1)	(5.1)	(6.0)	(7.5)

※ ()内は、児童生徒1,000人当たりの発生件数

次頁に続く→

(2) 暴力行為の状況

- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、485件(前年度390件)であり、前年度から95件(24.4%)増加している。児童生徒1,000人当たりの発生件数は5.3件(前年度4.2件)である。過去5年間において、中学校の暴力行為のみ増加し続けている。内容別でみると、中学校の生徒間暴力が239件(前年度168件)と71件増加している。また、小・中学校において、同一の児童生徒が繰り返したり、感情のコントロールができなかったり、コミュニケーションをうまく取れなかったりして、突発的に行為に至ったものが増加している。

(3) 公立学校における今後の取組

- 県教育委員会としては、教職員が一体となった学校内の生徒指導体制の充実や、生徒指導支援員^(注1)や警察などの関係機関等と連携を図ることで未然防止や早期発見・早期対応、再発防止につなげていくよう指導や助言を行う。
- 暴力行為が発生した学校については、教育事務所や市町教育委員会と連携しながら、学校が組織的に対応していくよう指導や助言を行う。
- 児童生徒が抱える悩みや課題等を把握し、児童生徒理解に基づきながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談体制の充実を図るよう指導や助言を行う。
- 児童生徒の他者を思いやる心が暴力行為の防止につながっていくことを踏まえ、人権尊重、正義感や公正さ、命の大切さ等を取り上げ、すべての教育活動を通じて暴力行為防止の取組を一層進めていくよう指導や助言を行う。

注1：主に少年犯罪に関する法的な知識と非行少年対応等の経験を有する元警察官等を支援員として各教育事務所・支所に配置している。

次頁に続く→

2 いじめ

(1) 認知件数(県内国公立の小・中・高等学校・特別支援学校) (単位:件)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
小学校	441	674	3,504	3,501	3,905
中学校	369	461	1,051	1,299	1,589
高等学校	133	197	313	395	383
特別支援学校	7	5	62	54	39
計	950 (9.7)	1,337 (13.8)	4,930 (51.7)	5,249 (55.7)	5,916 (63.5)
全国国公立	(40.9)	(46.5)	(39.7)	(47.7)	(53.3)

※ ()内は、児童生徒1,000人当たりの認知件数

(2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数
(県内国公立の小・中・高等学校・特別支援学校)

(単位:校、件)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
発生した学校数	—	—	7	4	7
法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」 ^(注2) 発生件数	—	—	2	2	2
法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」 ^(注3) 発生件数	—	—	5	2	7
「重大事態」発生件数の計	—	—	7 (0.07)	4 (0.04)	8 ^(注4) (0.09)
全国国公立の発生件数	602 (—)	723 (—)	514 (0.04)	705 (0.05)	923 (0.07)

※ 「重大事態」の発生件数とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したものをいう。

※ ()内は、児童生徒1,000人当たりの「重大事態」発生件数

※ 平成28年度から令和元年度については、文部科学省から都道府県別の数値は公表がなされていない。

注2: 法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」である。

注3: 法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

注4: 「重大事態」発生件数の計は、第1号と第2号の複合事案が1件あり8件である。

次頁に続く→

(3) いじめの状況

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、5,916件（前年度5,249件）であり、前年度に比べ667件（12.7%）増加している。児童生徒1,000人当たりの認知件数は63.5件（前年度55.7件）であり、前年度と比較すると、小学校と中学校で増加している。
- 増加した理由として、学校において、いじめを積極的に発見し対応するという認知に対する考え方が浸透し、日頃から、アンテナを高くし、児童生徒の小さな変化を見逃さなかった結果、学級担任と学級担任以外の教職員が発見した件数が772件（前年度458件）となり、前年度に比べ314件増加したことが、いじめの認知件数の増加につながったと考える。
- 重大事態の発生件数は、8件である。うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定するものは2件、同項第2号に規定するものは7件である。

(4) 公立学校における今後の取組

- 県教育委員会としては、法の定義^(注5)によるいじめの積極的な認知及び組織的な対応について引き続き指導や助言を行う。
- いじめの重篤化を防ぐために、些細な兆候であっても、早い段階で組織的な対応や必要に応じて関係機関との連携を行い、早期発見・早期対応に努めるよう継続した指導や助言を行う。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うことが、ひいては、いじめ防止につながっていくことを踏まえ、すべての教育活動を通じて学校におけるいじめの防止の取組を一層進めていく。
- いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、速やかに、いじめ防止対策推進法等に基づき適切な対応を行うよう指導や助言を行う。

注5:「当該児童生徒が心身の苦痛を感じている。」、「当該児童生徒に心理的又は物理的な影響を与える行為の事実がある。」という2点のいずれにも該当するもの。

次頁に続く→

3 不登校

(1) 不登校児童生徒数（県内国公私立の小・中・高等学校）（単位：人）

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
小学校	278 (5.9)	333 (7.1)	403 (8.7)	549 (12.1)	669 (14.9)
全国国公私立	(7.0)	(8.3)	(10.0)	(13.0)	(17.0)
中学校	854 (35.4)	920 (38.3)	917 (38.1)	1,091 (44.8)	1,341 (55.6)
全国国公私立	(36.5)	(39.4)	(40.9)	(50.0)	(59.8)
小・中学校計	1,132 (15.9)	1,253 (17.7)	1,320 (18.8)	1,640 (23.5)	2,010 (29.1)
全国国公私立	(16.9)	(18.8)	(20.5)	(25.7)	(31.7)
高等学校	329 (13.5)	366 (15.5)	298 (13.0)	404 (18.1)	429 (19.6)
全国国公私立	(16.3)	(15.8)	(13.9)	(16.9)	(20.4)

※ 令和3年度以降の調査において不登校児童生徒数は、「欠席日数」のみではなく、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上の児童生徒のうち、不登校を主な理由とする者の数である。

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）をいう。

※ () 内は、1,000人当たりの不登校児童生徒数

※ 高等学校通信制課程は、調査対象となっていない。

(2) 不登校の状況

- 小・中学校における不登校児童生徒数は、2,010人（前年度1,640人）であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は、29.1人（前年度23.5人）である。前年度から370人（22.6%）増加している。
- 小学校では、平成30年度からの傾向として、不登校児童数は増加しており、児童1,000人当たりの不登校児童数は、平成30年度と比較すると、約2.5倍となっている。
- 小・中学校における90日以上欠席した者は、不登校児童生徒の58.7%を占めている。
- 高等学校における不登校生徒数は、429人（前年度404人）であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、19.6人（前年度18.1人）である。前年度と比較すると、25人（6.2%）増加している。

次頁に続く→

(3) 公立学校における今後の取組

- 県教育委員会としては、児童生徒が不登校になった場合でも、いつでも支援や学びにつながるができるよう、学級に入りづらい児童生徒への校内の別室における支援や家から出ることが難しい児童生徒への支援員による訪問支援など、一人一人の状況に応じた段階的な支援体制の充実を図る。
- 不登校児童生徒の社会的自立に向けて、市町教育委員会や関係機関等と連携した取組を推進し、多様な学びの場の提供や学習機会の確保等に努める。また、不登校児童生徒への支援に加え、保護者が一人で悩みを抱え込まないよう、必要な情報を提供するなど、保護者支援の充実を図る。
- すべての児童生徒が楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、スクールカウンセラー等の専門家も含めた組織的な教育相談体制の充実を図り、魅力ある学校づくりに向けた指導や助言を行う。

4 高等学校中途退学

(1) 中途退学者数（県内公私立の高等学校）（単位：人、％）

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
高等学校	333 (1.3)	273 (1.1)	262 (1.1)	308 (1.3)	300 (1.3)
全国国公立	(1.4)	(1.3)	(1.1)	(1.2)	(1.4)

※（ ）内は、各年度4月1日現在の在籍生徒数に占める中途退学者の割合

(2) 中途退学の状況

- 高等学校における中途退学者数は、300人（前年度308人）であり、在籍生徒数に占める中途退学者の割合は、1.3％（前年度1.3％）である。前年度と比較すると、8人（2.6％）減少している。

(3) 公立学校における今後の取組

- 中途退学の事由等は個々の生徒により様々であることから、県教育委員会としては、各学校が個々の生徒に対し、新しい進路先の紹介、再入学についての説明や高等学校卒業程度認定試験の紹介等の情報提供に努め、きめ細かな支援をするよう指導をしていく。